

相模原市監査委員公表第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成17年7月1日に実施した企画部各課・機関の定期監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成17年8月2日

相模原市監査委員 田 中 勝 年

同 栗 原 勤

同 小 俣 旭

同 川 上 一 行

1 市長から通知があった日及び当該通知に係る講じた措置の内容

(1) 通知があった日

平成17年7月21日

(2) 市長が講じた措置の内容（全文）

ア 企画政策課の旅費の支出に当たっては、出張命令起票の際に旅費定額表等を参照の上、「出張者又は出張を要する事業の担当者」が旅費等を記入して起票し、「予算照合を行う財務担当者」が出張命令簿記載内容の確認を行い、さらに、支出命令起票の際に旅費及び日当額の再確認を行うこととしました。

また、旅費支給事務に係る知識及び意識の向上を図るため、企画部各課・機関の担当者を対象とした研修を7月7日に実施し、研修出席者が各所属において旅費支給に関する事項を周知することにより、企画部内での適切な旅費支給事務について周知徹底を図りました。

なお、研修については、旅費支給事務の適正な実施を確保するため、今後も定期的実施してまいります。

イ 「広報さがみはら」の印刷に係る原稿誤りの発見や、校正の見落としの防止策を強化するため、原稿依頼課（記事掲載課）及び広聴広報課において、次の改善措置を講じました。

(ア) 原稿依頼課

校正を行う際に、今回新規に作成した「校正チェック票（チェック項目はタイトル、電話番号、月日、曜日、住所、人名、金額等）」に基づき、原稿内容の再確認、ゲラ刷り内容の確認を行った上で、当該チェック票で所属長の決裁を受けることとしました。

(イ) 広聴広報課

第1回目の校正から第4回目の校正（最終校正）までの各段階において、これまでに誤りや校正漏れなどが生じた「見落としやすい箇所」ごとに、「校正チェックポイント」を記載した一覧表（新規に作成）を用いて、校正を行うようにしました。

また、印刷の契約業者に出向いて行う第3回目の校正においては、校正に携わる職員を増員して3人または4人とし、

「電話番号、月日、曜日、住所」等、誤った場合に影響が特に大きい項目を指定し、重点的にチェックすることとしました。

そのほか、表現・表記を分かりやすく統一し、誤りを防止するために作成した「文章作成基本マニュアル」の更なる習得を目指し、課内研修を実施しました。

(参考)

企画部定期監査の結果

1 監査を実施した日及びその結果を市長に提出した日

平成17年7月1日

2 監査の結果

- (1) 企画政策課の各事業の支出に関する事務を調査したところ、旅費の支給において、最も経済的な経路（最寄駅）の選定誤りによる交通費の過払い及び日当不支給地域の誤認による多数の日当の過払い事例が見受けられた。

また、出張命令簿（市内・市外A）の予算照合欄に財務担当者の旅費支給額に係る予算照合の押印がない事例や市外の複数区域への出張に際して、出張命令票（市外B）を用いず、出張命令簿（市内・市外A）により出張命令を決裁している不適切な事例も見受けられた。

企画部各課・機関の旅費の支給事務については、前回の定期監査（平成15年5月実施）において監査委員が不適切事例を指摘し、市長において改善措置を講じた旨の報告を得ていたが、今回、上記のような不適切な支給事例を確認した。

実効性のある再発防止のための必要な措置を講じ、適正に執行されたい。

- (2) 広聴広報課の各事業の需用費（印刷製本費）の支出に関する事務を調査したところ、平成16年11月15日号の「広報さがみはら」の印刷において、重大な原稿誤り及び校正時の見落としがあり、全224,600部の刷り直しが行われた事例を確認した。

この結果、当初印刷分の費用2,853,543円に加え、刷り直し分の印刷費用として2,466,781円が支出されている。

広報紙の持つ役割と市民に与える影響の大きさを斟酌し、原稿誤りの発見や校正の見落としの防止のための効果的な体制づくりを図り、不経済な支出の防止に努められたい。